

## 資料

# 韓国の新しい犯罪者電子監視法（翻訳）

太田達也／訳

特定犯罪者に対する位置追跡電子装置装着等  
に関する法律

注 傍線部（一重線）は二〇〇九年五月八日法律第九六五四号による改正部分であり、網かけ部は二〇一〇年四月一五日法律第一〇二五七号による改正部分である。

制 定 二〇〇七年四月二七日法律第八三九四号

一部改正 二〇〇七年八月三日法律第八六三四号<sup>（注1）</sup>

一部改正 二〇〇八年六月一三日法律第九一一二号（二〇〇

〇八年九月一日施行）<sup>（注2）</sup>

一部改正 二〇〇九年五月八日法律第九六五四号（二〇〇

九年八月九日施行）

一部改正 二〇〇九年六月九日法律第九七六五号<sup>（注3）</sup>

一部改正 二〇一〇年四月一五日法律第一〇二五七号（二

〇一〇年七月一六日施行・一部二〇一〇年四月一五日施行）

## 第一章 総 則

**第一条（目的）** この法は、特定犯罪者の再犯防止と性格の矯正を通じて再社会化のため、その行跡を追跡し、位置を確認することができる電子装置を身体に装着する付加的な措置をすることによって特定犯罪から国民を保護することを目的とする。〔二〇〇九年五月八日改正〕

**第二条（定義）** この法で使用する用語の定義は、次の通りとする。〔二〇〇七年八月三日、二〇〇九年五月八日、二

〇〇九年六月九日、二〇一〇年四月一五改正

一 「特定犯罪」とは、性暴力犯罪、未成年者対象誘拐犯罪及び殺人犯罪をいう。

二 「性暴力犯罪」とは、次の各目の犯罪をいう。

イ 「刑法」第二編第三章強姦とわいせつの罪のうち第二九七条（強姦）、第二九八条（強制わいせつ）、第二九九条（準強姦、準強制わいせつ）、第三〇〇条（未遂犯）、第三〇一条（強姦等傷害、致傷）、第三〇一条の二（強姦等殺人、致死）、第三〇二条（未成年者等に対する強姦）、第三〇三条（業務上威力等による強姦）、第三〇五条（未成年者に対する強姦、わいせつ）、第二編第三章窃盗と強盗の罪中第三三九条（強盗強姦）及び第三四〇条（海上強盗）第三項（婦女を強姦した罪だけをいう）の罪（二〇一〇年四月一五日施行）

ロ 「性暴力犯罪の処罰に関する特例法」第三条（特殊強盗強姦等）から第一〇条（業務上威力等によるわいせつ）までの罪及び第一四条（未遂罪）の罪（第三条乃至第九条の未遂犯だけをいう）

ハ 「児童・青少年の性保護に関する法律」第七条（児童・青少年に対する強姦、強制わいせつ等）の罪

ニ イ目からハ目までの罪として他の法律により加重処罰される罪

三 「未成年者対象誘拐犯罪」とは、次の各目の犯罪をいう。

イ 未成年者に対する「刑法」第二八七条（未成年者の略取、誘拐）、第二八八条（営利等のための略取、誘拐、売買等）、第二八九条（国外移送のための略取、誘拐、売買等）、第二九〇条（予備、陰謀）、第二九一条（結婚のための略取、誘拐）、第二九二条（略取、誘拐、売買された者の授受又は隠匿）、第二九三条（常習犯）、第二九四条（未遂犯）、第三二四条の二（人質強要）及び第三三六条（人質強盗）の罪

ロ 未成年者に対する「特定犯罪加重処罰等に関する法律」第五条の二（略取、誘拐罪の加重処罰）の罪  
ハ イ目とロ目の罪として他の法律により加重処罰される罪

三の二 「殺人犯罪」とは、次の各目の犯罪をいう。

イ 「刑法」第二編第一章の内乱の罪中第八八条（内乱目的の殺人）、第二編第二章の殺人の罪中第二五〇条（殺人、尊属殺害）、第二五一条（嬰兒殺害）・第二五二条（囑託、承諾による殺人等）、第二五三条（偽

計等による囑託殺人等）、第二五四条（未遂犯）、第二五五条（予備、陰謀）、第二編第三二章の強姦とわいせつの罪中第三〇一条の二（強姦等殺人・致死）前段、第二編第三七章の権利行使を妨害する罪中第三二四条の四（人質殺害・致死）前段、第二編第三八章窃盗と強盗の罪中第三三八条（強盗殺人・致死）前段及び第三四〇条（海上強盗）第三項（人を殺害する罪だけという）の罪

ロ 「性暴力犯罪の処罰に関する特例法」第九条（強姦等殺人・致死）第一項の罪及び第一四条（未遂罪）の罪（第九条第一項の未遂犯だけをいう）

ハ 「特定犯罪加重処罰等に関する法律」第五条の二（略取、誘拐罪の加重処罰）第二項第二号の罪及び同条第六項の罪（同条第二項第二号の未遂犯だけをいう）

ニイ目からハ目までの罪として他の法律により加重処罰される罪

四 「位置追跡電子装置（以下「電子装置」という。）とは、電磁波を発信して追跡する原理を利用して位置を確認し、又は移動経路を探知する一連の機械的設備として大統領令で定めるものいう。

**第三条（国家の責務）** 国家は、この法の執行過程で国民の人権が不当に侵害されないよう注意しなければならない。

**第四条（適用範囲）** 満一九歳未満の者に対し装着命令を宣告したときには、一九歳になるまでこの法による電子装置を装着することができない。〔二〇〇九年五月八日改正〕

## 第二章 懲役刑終了後の電子装置装着

**第五条（電子装置装着命令の請求）** ① 検事は、次の各号の一に該当し、性暴力犯罪を再び犯す危険性があると認められる者に対し、電子装置を装着する命令（以下「装着命令」という。）を裁判所に請求することができる。〔二〇〇八年六月二三日改正、二〇一〇年四月一五日改正〕

一 性暴力犯罪により懲役刑の実刑を宣告された者がその執行を終了した後又は執行が免除された後一〇年以内に性暴力犯罪を行ったとき

二 性暴力犯罪でこの法による電子装置を装着された前

歴がある者が再び性暴力犯罪を行ったとき

三 性暴力犯罪を二回以上犯し（有罪の確定判決を受けた場合を含む）、その習癖が認められるとき

四 一六歳未満の者に対して性暴力犯罪を行ったとき

② 検事は、未成年者対象誘拐犯罪を行った者でありながら未成年者対象誘拐犯罪を再び犯す危険性があると認められる者に対し、装着命令を裁判所に請求することができる。但し、誘拐犯罪により懲役刑の実刑以上の刑を宣告され、その執行が終了又は免除された後再び誘拐犯罪を行った場合には、装着命令を請求しなければならない。

「二〇〇九年五月八日本項追加、二〇一〇年四月一五改正」

③ 検事は、殺人犯罪を行った者でありながら殺人犯罪を再び犯す危険性があると認められる者に対し、装着命令を裁判所に請求することができる。但し、殺人犯罪により懲役刑の実刑以上の刑を宣告され、その執行が終了又は免除された後再び殺人犯罪を行った場合には、装着命令を請求しなければならない。「二〇一〇年四月一五日本項追加」

④ 第一項から第三項までの規定による装着命令の請求は、公訴が提起された特定犯罪事件の控訴審弁論終結時までに行ななければならない。「二〇〇九年五月八日改正、二〇

一〇年四月一五改正」「二〇一〇年四月一五施行」

⑤ 裁判所は、公訴が提起された特定犯罪事件を審理した結果、装着命令を宣告する必要があると認めるときには、検事に装着命令の請求を要求することができる。「二〇〇九年五月八日改正、二〇一〇年四月一五改正」

⑥ 第一項から第三項までの規定による特定犯罪事件に対し判決の確定がないまま公訴が提起されたときから一五年が経過した場合には、装着命令を請求することができる。「二〇〇九年五月八日改正、二〇一〇年四月一五改正」

## 第六条（調査）

① 検事は、装着命令を請求するため必要と認めるときには被疑者の居住地又は所属検察庁（支庁を含む。以下同じ。）所在地を管轄する保護観察所（支所を含む。以下同じ。）の長に犯罪の動機、被害者との関係、心理状態、再犯の危険性など被疑者に関して必要な事項の調査を要請することができる。

② 第一項の要請を受けた保護観察所の長は、調査する保護観察官を指名しなければならない。

③ 第二項により指名された保護観察官は、検事の指揮を受け、遅滞なく、必要な事項を調査した後、検事に調査

報告書を提出しなければならない。

- ④ 検事は、装着命令を請求するにあたって必要な場合には、被疑者に対する精神鑑定その他の専門家の診断等の結果を参考にしなければならない。

#### 第七条（装着命令請求事件の管轄）① 装着命令請求事件

の管轄は、装着命令請求事件と同時に審理する特定犯罪事件の管轄に拠る。〔二〇〇九年五月八日改正〕

- ② 装着命令請求事件の第一審裁判は、地方裁判所合議部（地方裁判所支所合議部を含む。以下同じ。）の管轄とする。

#### 第八条（装着命令請求書の記載事項等）① 装着命令請求

書には、次の各号の事項を記載しなければならない。

- 一 装着命令請求対象者（以下「被装着命令請求者」という。）の姓名その他被装着命令請求者を特定することができる事項

- 二 請求の原因となる事実

- 三 適用法条

- 四 その他大統領令で定める事項

- ② 裁判所は、装着命令請求があるときには、遅滞なく、

装着命令請求書の副本を被装着命令請求者又はその弁護人に送付しなければならない。この場合、特定犯罪事件に対する公訴提起と同時に装着命令請求があるときには第一回公判期日五日前まで、特定犯罪事件の審理中に装着命令請求があるときには次の公判期日五日前までに送付しなければならない。〔二〇〇九年五月八日改正〕

#### 第九条（装着命令の判決等）① 裁判所は、装着命令請求

に理由あると認めるときには、次の各号による期間の範囲内で装着期間を定め、判決で装着命令を宣告しなければならない。但し、一三歳未満の者に対し特定犯罪を行

った場合には、装着期間の下限を次の各号による装着期間の下限の二倍とする。〔二〇一〇年四月一五日改正〕〔二〇一〇年四月一五日施行〕

- 一 法定刑の上限が死刑又は無期懲役である特定犯罪

- 一〇年以上三〇年以下

- 二 法定刑中懲役刑の下限が三年以上の有期懲役である

- 特定犯罪（第一号に該当する特定犯罪は除く）三年

- 以上二〇年以下

- 三 法定刑中懲役刑の下限が三年未満の有期懲役である特定犯罪（第一号又は第二号に該当する特定犯罪は除

く) 一年以上一〇年以下

「二〇〇八年六月一三日改正」

- ② 複数個の特定犯罪に対し同時に装着命令を宣告するときには、法定刑が最も重い罪の装着期間の上限の二分の一まで加重するが、各罪の装着期間の上限を合算した期間を超過することができない。但し、一つの行為が複数の特定犯罪に該当する場合には、最も重い罪の装着期間を装着期間とする。「二〇一〇年四月一五日本項追加」「二〇一〇年四月一五日起施行」

- ③ 装着命令を宣告された者は、装着期間、「保護観察等に関する法律」による保護観察を受ける。「二〇一〇年四月一五日本項追加」

- ④ 裁判所は、次の各号の一に該当するときには、判決で装着命令請求を棄却しなければならない。「二〇〇八年六月一三日、二〇〇九年五月八日改正、二〇一〇年四月一五日改正」

- 一 装着命令請求に理由がないと認めるとき
- 二 特定犯罪事件に対し無罪（心神喪失を理由として治療監護が宣告された場合を除く）、免訴、公訴棄却の判決又は決定を宣告するとき
- 三 特定犯罪事件に対し罰金刑を宣告するとき

四 特定犯罪事件に対し宣告猶予又は執行猶予を宣告するとき（第二八条第一項により電子装置装着を命じるときを除く。）

- ⑤ 装着命令請求事件の判決は、特定犯罪事件の判決と同時に宣告しなければならない。「二〇〇九年五月八日改正、二〇一〇年四月一五日改正」

- ⑥ 装着命令宣告の判決理由には、要件となる事実、証拠の要旨及び適用法条を明示しなければならない。「二〇一〇年四月一五日改正」

- ⑦ 装着命令の宣告は、特定犯罪事件の量刑に有利に斟酌されてはならない。「二〇〇九年五月八日改正、二〇一〇年四月一五日改正」

- ⑧ 特定犯罪事件の判決に対し上訴及び上訴の放棄又は取下げがあるときには、装着命令請求事件の判決に対しても上訴及び上訴の放棄又は取下げがあるものと見なす。上訴権回復、再審の請求又は非常上告があるときも、また同じとする。「二〇〇九年五月八日改正、二〇一〇年四月一五日改正」

- ⑨ 第八項の規定にもかかわらず、検事又は被装着命令請求者及び「刑事訴訟法」第三四〇条又は第三四一条に規定された者は、装着命令に対し独立して上訴及び上訴の

放棄又は取下げをすることができる。上訴権回復、再審の請求又は非常上告の場合も、また同じとする。二〇一〇年四月一五日改正

## 第九条の二（遵守事項）

① 裁判所は、第九条第一項により装着命令を宣告する場合、装着期間の範囲で遵守事項を定め、次の各号の遵守事項のうち一つ以上を付加することができる。但し、第四号の遵守事項は五〇〇時間の範囲でその期間を定めなければならない。二〇一〇年四月一五日改正

一 夜間など特定時間帯の外出制限

二 特定地域・場所への立入禁止

二の二 住居地域の制限

三 被害者等特定人への接近禁止

四 特定犯罪治療プログラムの履修

五 その他装着命令を宣告される者の再犯防止と性格矯正のために必要な事項

② 二〇一〇年四月一五日削除

二〇〇八年六月一三日本条追加

## 第一〇条（装着命令判決等の通知）

① 裁判所は、第九条

により装着命令を宣告したときには、その判決が確定した日から三日以内に装着命令の宣告を受けた者（以下「被装着命令者」という。）の住居地を管轄する保護観察所の長に判決文の謄本を送付しなければならない。

② 矯正所、少年矯正所、拘留所、治療監護所及び群矯正所の長（以下「矯正所長等」という。）は、被装着命令者が釈放される五日前までに被装着命令者の住居地を管轄する保護観察所の長にその事実を通報しなければならない。二〇〇八年六月一三日改正

第二一条（国選弁護人等） 装着命令請求事件に関しては、

「刑事訴訟法」第二八二条及び第二八三条を準用する。

二〇一〇年四月一五日改正

## 第二二条（執行指揮）

① 装着命令は、検事の指揮を受け、保護観察官が執行する。

② 第一項による指揮は、判決文謄本を添付した書面で行う。

## 第二三条（装着命令の執行）

① 装着命令は、特定犯罪事件に対する刑の執行が終了し、又は免除若しくは仮釈放

される日又は治療監護の執行が終了若しくは仮終了となる日、釈放直前に被装着命令者の身体に電子装置を装着することによって執行する。〔二〇〇八年六月一三日、二〇〇九年五月八日改正〕

② 装着命令の執行は、身体の完全性を害しない範囲内でなされなければならない。

③ 装着命令が複数個ある場合、確定した順序に従って執行する。〔二〇一〇年四月一五日本項追加〕

④ 次の各号の一に該当するときには、装着命令の執行は停止する。〔二〇〇八年六月一三日改正、二〇一〇年四月一五改正〕

一 装着命令の執行中、他の罪を犯し、拘束令状の執行を受け拘禁されたとき

二 装着命令の執行中、他の罪を犯し、禁錮以上の刑の執行を受けるようになったとき

三 仮釈放又は仮終了となった者に対し、電子装置装着期間の間、仮釈放又は仮終了が取り消される、又は失効したとき

⑤ 第四項により執行が停止した装着命令の残余期間に對しては、次の各号の区分に従い執行する。〔二〇〇八年六月一三日改正、二〇一〇年四月一五改正〕

一 第四項第一号の場合には、拘禁が解除され、又は禁錮以上の刑の執行を受けないことが確定したときから、その残余期間を執行する。

二 第四項第二号の場合には、その刑の執行が終了し、若しくは免除された後又は仮釈放されたときから、その残余期間を執行する。

三 第四項第三号の場合には、その刑若しくは治療監護の執行が終了し、又は免除された後その残余期間を執行する。

⑥ そのほか、装着命令の執行及び停止に關して必要な事項は大統領令で定める。〔二〇一〇年四月一五改正〕

#### 第十四条（被装着者の義務）① 電子装置が装着された者

（以下「被装着者」という。）は、電子装置の装着期間中、電子装置を身体から故意に分離、損傷、電波妨害又は受信資料の変造その他の方法でその機能を害してはならない。

② 被装着者は、特定犯罪事件に対する刑の執行が終了し、又は免除若しくは仮釈放される日から一〇日以内に居住地を管轄する保護観察所に出頭し、書面で申告しなければならない。〔二〇一〇年四月一五日本項追加〕

③ 被装着者は、住居を移転し、七日以上の国内旅行をし、

又は出国するときには、予め保護観察官の許可を受けなければならない。〔二〇一〇年四月一五日改正〕

第十四条の二（装着期間の延長等）① 被装着者が次の各

号の一に該当する場合には、裁判所は、保護観察所の長の申請による検事の請求で、一年の範囲で装着期間を延長し、又は第九条の二第一項の遵守事項を追加若しくは変更する決定をすることができる。

一 正当な理由なく「保護観察等に関する法律」第三十二条による遵守事項に違反した場合

二 正当な理由なく第十四条第二項に違反し、申告しなかった場合

三 正当な理由なく第十四条第三項に違反し、許可を受けず住居を移転、国内旅行若しくは出国をし、又は虚偽をもって許可を受けた場合

② 第一項各号に規定された事項以外の事情変更がある場合にも、裁判所は、相当な理由があると認める場合、保護観察所の長の申請による検事の請求で、第九条の二第一項の遵守事項を追加、変更又は削除する決定をすることができる。

〔二〇一〇年四月一五日本条追加〕

第五条（保護観察官の任務）① 保護観察官は、被装着

者の再犯防止と健全な社会復帰のため必要な指導と援護を行う。

② 保護観察官は、電子装置装着期間中、被装着者の所在地近隣の医療機関での治療、相談施設での相談治療等被装着者の再犯防止のため必要な措置を行うことができる。

第十六条（受信資料の保存・使用・廃棄等）① 保護観察

所の長は、被装着者の電子装置から発信される電磁波を受信し、その資料（以下「受信資料」という。）を保存しなければならない。

② 受信資料は、次の各号の場合のほかは閲覧、照会又は公開することができない。〔二〇〇九年五月八日改正〕

一 被装着者の特定犯罪の嫌疑に対する捜査又は裁判資料として使用する場合

二 保護観察官が指導又は援護を目的として使用する場合

三 「保護観察等に関する法律」第五条による保護観察審査委員会（以下「審査委員会」という。）の装着命

令仮解除とその取消に関する審査のために使用する場合

③ 保護観察所の長は、被装着者が特定犯罪を行ったと疑うに足るだけの相当な理由があるときには、管轄検察庁に通報しなければならない。〔二〇〇九年五月八日改正〕

④ 検事又は司法警察官は、受信資料を閲覧又は照会する場合、裁判官が発付した押収搜索令状を提示しなければならない。

⑤ 保護観察所の長は、次の各号の一に該当するときには受信資料を廃棄しなければならない。

一 装着命令とともに宣告された刑が「刑法」第八一条により失効したとき〔二〇一〇年四月一五日改正〕

二 装着命令とともに宣告された刑が恩赦によりその効力を喪失したとき

三 電子装置の装着が終了した者が資格停止以上の刑又はこの法による電子装置装着を受けることなく電子装置装着を終了した日から五年が経過したとき

⑥ そのほか受信資料の保存、使用、廃棄等に関して必要な事項は大統領令で定める。

第一百七条（装着命令の仮解除申請等）① 保護観察所の長

又は被装着者及びその法定代理人は、当該保護観察所を管轄する審査委員会に装着命令の仮解除を申請することができる。

② 第一項の申請は、装着命令の執行が開始された日から三月が経過した後に行なければならない。申請が棄却された場合には、棄却された日から三月が経過した後により申請することができる。

③ 第二項により仮解除の申請をするときには、申請書に仮解除の審査に参考となる資料を添付して提出しなければならない。

第一八条（装着命令仮解除の審査及び決定）① 審査委員

会は、仮解除を審査するときには、被装着者の人格、生活態度、装着命令履行状況及び再犯の危険性に対する専門家の意見等を考慮しなければならない。

② 審査委員会は、仮解除の審査のため必要ときには、保護観察所の長に必要な事項を調査させ、又は被装着者その他関係人を直接召還、尋問若しくは調査することができる。

③ 第二項の要求を受けた保護観察所の長は、必要な事項を調査し、審査委員会に通報しなければならない。

④ 審査委員会は、被装着者が装着命令を継続執行される

必要がない程度に改善され、再犯の危険性がないと認めるときには、装着命令の仮解除を決定することができる。

この場合、被装着者に住居移転状況等を保護観察所の長に定期的に報告するようにすることができる。

⑤ 審査委員会は、装着命令の仮解除をしないことに決定したときには、決定書でその理由を明示しなければならない。

⑥ 第四項により装着命令が仮解除された場合には、第九条第三項による保護観察と第九条の二により付加された遵守事項が仮解除されたものと見なす。〔二〇〇八年六月一三日本項追加、二〇一〇年四月一五日改正〕

## 第十九条（仮解除の取消し等）

① 保護観察所の長は、装着命令が仮解除された者が特定犯罪を行い、又は住居移転状況等の報告に応じない等再犯の危険性があると判断されるときには、審査委員会に仮解除の取消しを申請することができる。この場合、審査委員会は、仮解除された者の再犯の危険性が顕著と認められるときには仮解除を取り消さなければならない。〔二〇〇九年五月八日改正〕

② 第一項により仮解除が取り消された者は、残余装着命

令期間の間、電子装置を装着しなければならない。この場合、仮解除期間は、装着命令期間に算入しない。

## 第二〇条（装着命令執行の終了）

第九条により宣告された装着命令は、次の各号の一に該当するとき、その執行が終了する。〔二〇〇八年六月一三日改正〕

一 装着命令期間が経過したとき

二 装着命令とともに宣告した刑が恩赦になり、その宣告の効力を喪失するに至ったとき

三 〔二〇〇八年六月一三日削除〕

四 装着命令が仮解除となった者が、その仮解除が取り消されることなく残余装着命令期間を経過したとき

## 第二一条（装着命令の時効）

① 被装着命令者は、その判決が確定した後、執行を受けず、一緒に宣告された特定犯罪事件の刑の時効が完成した場合、その執行は免除される。〔二〇〇九年五月八日改正〕

② 装着命令の時効は、被装着命令者を逮捕することによって中断される。

### 第三章 仮釈放及び仮終了等と電子装置装着

#### 第二条 (仮釈放と電子装置装着) ① 第九条による装着

命令判決を宣告されなかった特定犯罪者として刑の執行中、仮釈放され、保護観察を受けるようになる者は、遵守事項の履行有無の確認等のため、仮釈放期間中、電子装置を装着しなければならない。〔二〇〇九年五月八日改正〕

② 審査委員会は、第一項により電子装置を装着するようになる者の住居地を管轄する保護観察所の長に仮釈放者の人的事項等電子装置装着に必要な事項を直ちに通報しなければならない。

③ 矯正所長等は、仮釈放予定者が釈放される五日前までに、その住居地を管轄する保護観察所の長にその事実を通報しなければならない。

#### 第三条 (仮終了等と電子装置装着) ① 「治療監護法」

第三七条による治療監護審議委員会（以下「治療監護審議委員会」という。）は、第九条による装着命令判決を宣告されなかった特定犯罪者として治療監護の執行中、仮終了又は治療委託となる被治療監護者又は保護監護の

執行中仮出所する被保護監護者（以下、「仮終了者等」という。）に対し、「治療監護法」又は「社会保護法」（法律第七六五六により廃止される前の法律をいう。）に

よる遵守事項の履行有無確認等のため保護観察期間の範囲で期間を定め、電子装置を装着するようにすることができる。〔二〇〇八年六月一三日、二〇〇九年五月八日、二〇一〇年四月一五日改正〕〔二〇一〇年四月一五日施行〕

② 治療監護審議委員会は、第一項により電子装置装着を決定した場合には、直ちに被装着決定者の住居地を管轄する保護観察所の長に通報しなければならない。

③ 治療監護施設の長、保護監護施設の長又は矯正所の長は、仮終了者等が仮終了若しくは治療委託となり、又は仮出所する五日前までに、仮終了者等の住居地を管轄する保護観察所の長にその事実を通報しなければならない。〔二〇一〇年四月一五日改正〕〔二〇一〇年四月一五日施行〕

#### 第四条 (電子装置の装着) ① 電子装置の装着は、保護

観察官が執行する。

② 電子装置は、次の各号の一に該当するとき、釈放直前に装着する。

一 仮釈放になる日

二 仮終了若しくは治療委託となり、又は仮出所する日。但し、治療監護と刑が併科された仮終了者の場合、執行する残余刑期があるときには、その刑の執行が終了し、又は免除される日に装着する。〔二〇一〇年四月一五日改正〕

③ 電子装置装着執行中、保護観察遵守事項違反で留置許可状の執行を受け留置されたときには装着の執行は停止する。この場合、審査委員会が保護観察所の長の仮釈放取消し申請を棄却した日又は法務部長官が審査委員会の許可申請を許さなかった日からその残余期間を執行する。

**第二五条（装着の執行終了）** 第二二条及び第二三条による電子装置装着は、次の各号の一に該当するとき、その執行は終了する。

- 一 仮釈放期間が経過し、又は仮釈放が失効若しくは取り消されたとき
- 二 仮終了者等の装着期間が経過し、又は保護観察が終了したとき
- 三 仮釈放された刑が恩赦になって刑の宣告の効力が喪失するに至ったとき

四 〔二〇一〇年四月一五日削除〕

**第二六条（受信資料の活用）** 保護観察官は、受信資料を、遵守事項の履行有無確認等「保護観察等に関する法律」による保護観察対象者の指導・監督及び援護に活用することができる。

**第二七条（準用）** この章による電子装置装着に関しては、第一三条第二項、第四項第一号、第五項第一号、第六項、第一四条及び第一五条乃至第一九条の規定を準用する。〔二〇一〇年四月一五日改正〕

## 第四章 刑の執行猶予と装着命令

**第二八条（刑の執行猶予と装着命令）** ① 裁判所は、特定犯罪を犯した者に対し刑の執行を猶予しながら保護観察を受けることを命じるときには、保護観察期間の範囲内で期間を定め、遵守事項の履行有無の確認等のため電子装置を装着することを命じることができる。〔二〇〇九年五月八日改正〕

② 裁判所は、第一項による装着命令期間中、所在地近隣の医療機関での治療、指定相談施設での相談治療等対象

者の再犯防止のため必要な措置等を課することができる。

- ③ 裁判所は、第一項による電子装置装着を命じるため必要と認めるときには、被告人の住居地又はその裁判所の所在地を管轄する保護観察所の長に犯罪の動機、被害者との関係、心理状態、再犯の危険性等被告人に関して必要な事項の調査を要請することができる。

**第二十九条 (装着命令の執行)** ① 装着命令は、電子装置装着を命じる裁判所の判決が確定したときから執行する。

- ② 装着命令の執行中、保護観察遵守事項違反で留置許可状の執行を受け留置されたときには、装着命令の執行は停止する。この場合、検事が保護観察所の長の執行猶予取消し申請を棄却した日又は裁判所が検事の執行猶予取消し請求を棄却した日からその残余期間を執行する。

**第三〇条 (装着命令執行の終了)** 第二八条の装着命令は、次の各号の一に該当するとき、その執行は終了する。

- 一 装着命令期間が経過したとき
- 二 執行猶予が失効又は取り消されたとき
- 三 執行猶予された刑が恩赦になり、刑の宣告の効力が喪失するに至ったとき

#### 四 「二〇一〇年四月一五日削除」

**第三一条 (準用)** この章による装着命令に関しては、第六条、第九条第五項乃至第七項、第一〇条第一項、第一条、第一三条第二項、第四項第一号、第五項第一号、第六項、第十四条、第一五条第一項、第一六条乃至第一九条及び第二六条を準用する。〔二〇一〇年四月一五日改正〕

#### 第五章 補則

**第三二条 (電子装置装着期間の計算)** ① 電子装置装着期間は、これを執行した日から起算し、初日は時間を計算することなく一日に算定する。

- ② 被装着者が電子装置をその身体から分離し、又は損傷する等その機能を害した期間は、その電子装置装着期間に算入しない。但し、保護観察が付加された者の電子装置装着期間は、保護観察期間を超過することができない。

**第三二条の二 (装着命令等執行専門担当保護観察官の指定)** 保護観察所の長は、所属保護観察官の中から次の

各号の者を専門に担当する保護観察官を指定しなければならない。

一 装着命令を請求するために必要な被疑者に対する調査

二 装着命令の執行

三 被装着者の再犯防止と健全な社会復帰のための治療等必要な措置の附加

四 その他被装着者の「保護観察等に関する法律」等による遵守事項履行の有無確認等被装着者に対する指導、監督及び援護

〔二〇一〇年四月一五日本条追加〕

**第三三条（電子装置装着仮解除の擬制）** 保護観察が仮解除となった場合には、電子装置装着が仮解除になったものと見なす。

**第三四条（軍法被適用者に対する特則）** この法を適用するにあたり「軍事裁判所法」第二条第一項各号の一に該当する者に対しては、軍事裁判所は裁判所の、軍檢察官は検事の、軍司法警察官吏は司法警察官吏の、軍矯正所は矯正所長の、この法による職務を各々行なう。

**第三五条（他の法律の準用）** この法を適用するにあたり、この法に規定がある場合を除き、その性質に反しない範圍内で「刑事訴訟法」及び「保護観察等に関する法律」の規定を準用する。

## 第六章 罰則

**第三六条（罰則）** ① 電子装置装着業務を担当する者が、正当な理由なく、被装着者の電子装置を解除し、又は損傷したときには、一年以上の有期懲役に処する。

② 電子装置装着業務を担当する者が、金品を授受、要求又は約束して第一項の罪をおかしたときには、二年以上の有期懲役に処する。

③ 受信資料を管理する者が、第一六条第二項に違反したときは、一年以上の有期懲役に処する。

**第三七条（罰則）** ① 他人に装着命令を受けさせる目的で公務所又は公務員に対し虚偽の事実を申告し、又は「刑法」第一五二条第一項の罪を犯したときは、一〇年以下の懲役に処する。

② 第二章の装着命令請求事件に関して、被装着命令請求者を妨害する目的で「刑法」第一五四条、第二二三条又は第二三四条（虚偽作成診断書の行使に限る）の罪を犯したときは、一〇年以下の懲役又は禁錮に処する。この場合、一〇年以下の資格停止を併科する。

**第三八条（罰則）** 被装着者が、第一四条（第二七条及び第三一条により準用される場合を含む。）に違反して電子装置の装着期間中、電子装置を身体から故意に分離・損傷、電波妨害、受信資料の変造その他の方法でその機能を害したときは、七年以下の懲役又は二、〇〇〇万ウォン以下の罰金に処する。

**第三九条（罰則）** ① 被装着者が、第九条の二第一項第三号又は第四号の遵守事項を正当な理由なく違反したときは、三年以下の懲役又は一、〇〇〇万ウォン以下の罰金に処する。

② 被装着者が、第九条の二第一項第一号、第二号、第二号の二又は第五号の遵守事項を正当な理由なく違反したときは、一、〇〇〇万ウォン以下の罰金に処する。〔二〇一〇年四月一五日改正〕

〔二〇〇八年六月一三日本条追加〕

**附 則（二〇〇七年四月二七日第八三九四号）**

**第一条（施行日）** この法は、二〇〇八年九月一日から施行する。〔二〇〇八年六月一三日改正〕

**第二条（装着命令請求に関する経過措置）** ① 第五条第一項の装着命令請求は、この法の施行前に行った性暴力犯罪に対しても適用する。

② この法の施行前に性暴力犯罪を犯し、懲役刑の実刑を宣告された者は、第五条第一項第一号の実刑を宣告されたものと見なす。

③ この法の施行前に行った性暴力犯罪によりその習癖が認められる者は、第五条第一項第三号の習癖が認められるものと見なす。

**第三条（仮釈放又は仮終了時の電子装置装着に関する経過措置）** 第二二条及び第二三条による電子装置装着は、性暴力犯罪を犯し、この法の施行当時、刑の執行又は治療監護の中である者に対しても適用する。

**第四条（執行猶予宣告時の電子装置装着命令に関する経過措置）** 第二八条は、性暴力犯罪を犯し、この法の施行当時、裁判中である者に対しても適用する。

附則（青少年の性保護に関する法律）（二〇〇七年八月

三日第八三四号）

第一条（施行日） この法は、公布後六月が経過した日から施行する。

第二条乃至第六条 省略

第七条（他の法律の改正） 特定性暴力犯罪者に対する位置追跡電子装置装着に関する法律の一部を次の通り改正する。

第二条第一号八目中「第一〇条」を「第七条」とする。

附則（二〇〇八年六月一三日第九一二号）

第一条（施行日） この法は、二〇〇八年九月一日から施行する。

第二条（第一審判決後の装着命令請求等に関する経過措置及び適用の特例） ① 検事は、性暴力犯罪を行い、二〇〇八年九月一日以前に第一審判決を宣告され、この法（法律第一〇二五七号特定犯罪者に対する位置追跡電子装置装着等に関する法律一部改正法をいう。以下、本条で同じ。）施行当時、懲役刑以上の刑、治療監護又は保護監護（以下、「懲役刑等」という。）の執行終了日まで

六月以上が残っている者（以下、「出所予定者」という。）、懲役刑等の執行終了日まで六月未満が残っている者（以下、「出所切迫者」という。）及び懲役刑等の執行が終了、仮終了、仮出所、仮釈放又は免除された後三年が経過していない者（以下、「出所者」という。）として、従前の法（法律第九一二号特定性犯罪者に対する位置追跡電子装置装着等に関する法律一部改正法をいう。以下、本条で同じ。）第五条第一項各号の一に該当し、性暴力犯罪を再び行う危険性があると認められる者に対しては、従前の法第五条第二項、第七条及び第九条第三項にかかわらず、第一審判決をした裁判所又は出所予定者、出所切迫者、出所者の居住地若しくは現在地を管轄する地方裁判所（支所を含む。以下、同じ。）に装着命令を請求することができる。

② 第一項の出所予定者に対する装着命令手続は、次の各号による。

一 矯正所、拘留所、治療監護施設、保護監護施設（以下、「収容施設」という。）の長は、出所予定者に対する懲役刑等の執行が終了する六月前までに収容施設の所在地を管轄する地方検察庁の検事及び保護観察所の長に人的事項及び矯正成績等必要な事項を通報しなけ

ればならない。

二 検事は、所属検察庁所在地又は出所予定者の住居地を管轄する保護観察所の長に、第一項の出所予定者に関し、第六条による調査を要請することができる。

三 保護観察所の長は、出所予定者に対する懲役刑等の執行が終了する四月前までに第六条第三項の調査報告書を提出しなければならない。

四 検事は、出所予定者中第一項の装着命令請求要件に該当する者に対し、懲役刑等の執行が終了する三月前までに裁判所に装着命令を請求しなければならない。

五 裁判所は、第四号の装着命令請求に理由があると認めるときには、出所予定者の懲役刑等の執行が終了する一月前までに決定で装着命令をしなければならない。  
六 第五号の決定に対する抗告は、装着命令の執行を停止する効力がない。

③ 第一項の出所切迫者及び出所者に対する装着命令手続は、次の各号による。

一 収容施設の長は、出所切迫者及び出所者に関し、この法の施行日から一月以内に収容施設の所在地を管轄する地方検察庁の検事及び保護観察所の長に人的事項及び矯正成績等必要な事項を通報しなければならない。

二 検事は、所属検察庁所在地又は出所切迫者及び出所者の住居地を管轄する保護観察所の長に、出所切迫者及び出所者に関し、第六条による調査を要請することができる。

三 保護観察所の長は、出所切迫者及び出所者に対する第六条第三項の調査報告書を、要請受理日から二月以内に提出しなければならない。

四 検事は、出所切迫者又は出所者中第一項の装着命令請求要件に該当する者に対し、この法の施行日から一年以内に裁判所に装着命令を請求しなければならない。但し、出所切迫者又は出所者が逃走したときは、その期間を三年とする。

五 検事又は保護観察所の長は、第二号の調査又は第四号の請求のため必要なときは、出所者の出頭を要求し、陳述を聞くことができる。

六 出所者が正当な理由なく第五号による出頭要求に従わず、又は従わないおそれがあるとき、検事は管轄地方裁判所に請求し、勾引状の発付を受け、保護観察所の長は管轄地方検察庁の検事に申請し、検事の請求で管轄地方裁判所判事の勾引状の発付を受け、出所者を勾引することができる。

七 検事又は保護観察所の長は、第六号により出所者を勾引した場合、勾引したときから四八時間以内に必要な調査を終えなければならず、調査を終えたときには出所者を直ちに釈放しなければならない。

八 裁判所は、第四号の装着命令請求に理由があると認めるときは、請求日から二月以内に決定で装着命令をしなければならぬ。

九 保護観察所の長は、第八号の決定の執行のため出所者を召喚することができる。

一〇 出所者が第九号の召喚に応じない場合、保護観察所の長は検事に申請し、装着命令執行状の発付を受け、出所者を勾引することができる。

一一 第八号の決定に対する抗告は、装着命令の執行を停止する効力がない。

④ 第二項と第三項による装着命令の時効は、装着命令確定日から五年とし、時効が完成した場合、執行を免除する。但し、出所予定者、出所切迫者又は出所者が逮捕されることにより時効が中断する。

「二〇一〇年四月一五日本条追加」

附 則（二〇〇九年五月八日第九五四号）

第一条（施行日） この法は、公布後三月が経過した日から施行する。

第二条（装着命令請求に関する経過措置） ① 第五条第二項の改正規定による装着命令請求は、この法の施行前に行つた未成年者対象誘拐犯罪に対しても適用する。

② この法の施行前に未成年者対象誘拐犯罪を犯し、懲役刑の実刑を宣告された者は、第五条第二項の改正規定による実刑を宣告されたものと見なす。

第三条（仮釈放又は仮終了時の電子装置装着に関する経過措置） 第二一条及び第二三条の改正規定による電子装置装着は、特定犯罪を犯し、この法の施行当時、刑の執行又は治療監護の中である者に対しても適用する。

第四条（執行猶予宣告時の電子装置装着命令に関する経過措置） 第二八条の改正規定は、特定犯罪を犯し、この法の施行当時、裁判中である者に対しても適用する。

附 則（青少年の性保護に関する法律）（二〇〇九年六月九日第九七五号）

第二条乃至第五条 「省略」

第六条（他の法律の改正） ①から③ 「省略」

④ 法律第九五四号特定性暴力犯罪者に対する位置追跡

電子装置装着に関する法律の一部改正法の一部を次の通り改正する。

第二条第二号ハ目中「青少年の性保護に関する法律」を「児童・青少年の性保護に関する法律」に、「青少年に」を「児童・青少年に」とする。

⑤ 「省略」

第七条 「省略」

附 則 (二〇一〇年四月一五日第一〇二五七号)

第一条 (施行日) この法は、公布後三月が経過した日から施行する。但し、第二条第二号イ目、第五条第四項、第九条第一項及び第二項、第二三条第一項及び第三項の改正規定は公布した日から施行する。

第二条 (装着命令請求に関する適用例及び経過措置)

① 第五条第一項の改正規定による装着命令請求は、この法の施行前に行った性暴力犯罪に対しても適用する。但し、法律第九一―二号特定性暴力犯罪に対する位置追跡電子装置装着に関する法律一部改正法律附則第二条の改正規定により装着命令請求の対象となる性暴力犯罪の場合には適用しない。

② この法の施行前に未成年者対象誘拐犯罪を行い、懲役

刑の実刑以上の刑を宣告された者は、第五条第二項の改正規定による実刑以上の刑を宣告されたものとみなす。

③ 第五条第三項の改正規定による装着命令請求は、この法の施行前に行った殺人犯罪に対しても適用する。

④ この法の施行前に殺人犯罪を行い、懲役刑の実刑以上の刑を宣告された者は、第五条第三項の改正規定による実刑以上の刑を宣告されたものとみなす。

第三条 (装着期間に関する適用例) 第九条第一項の改正規定は、この法の施行前に行った特定犯罪に対しても適用する。但し、法律第九一―二号特定性暴力犯罪に対する位置追跡電子装置装着に関する法律一部改正法律附則第二条の改正規定により装着命令請求の対象となる性暴力犯罪の場合には適用しない。

第四条 (保護観察に関する適用例) 第九条第三項の改正規定による保護観察は、この法の施行前に第九条第一項による装着命令が確定し、又は装着命令の執行が開始された者に対しても適用する。

第五条 (被装着者の申告義務等に関する適用例) ① 第十四条第二項の改正規定による申告義務は、この法の施行前に第九条第一項による装着命令が確定し、又は装着命令の執行が開始された者に対しても適用する。

② 第一四条第三項の改正規定による許可を受ける義務は、この法の施行当時、電子装置装着命令が確定し、又は電子装置を装着中の者に対しても適用する。

**第六条（装着期間延長、遵守事項追加・変更等に関する適用）** ① 第一四条の二第一項の改正規定による装着期間の延長及び遵守事項の追加又は変更は、この法の施行前に第九条第一項による装着命令が確定し、又は装着命令の執行が開始された者に対しても適用する。

② 第一四条の二第二項の改正規定による遵守事項の追加、変更又は削除は、この法の施行前に第九条第一項による装着命令が確定し、又は装着命令の執行が開始された者に対しても適用する。

**第七条（仮釈放、仮出所又は仮終了時電子装置装着に関する適用例）** 第二二条及び第二三条の改正規定による電子装置装着は、殺人犯罪を行い、この法施行当時、刑の執行、保護監護又は治療監護中である者に対しても適用する。

**第八条（執行猶予宣告時電子装置装着命令に関する適用例）** 第二八条は、殺人犯罪を行い、この法の施行当時裁判中である者に対しても適用する。

（注1） 関連法規（青少年の性保護に関する法律）の改正に伴う条文の変更に止まる。

（注2） 邦訳が、太田達也訳「韓国の性犯罪者電子監視法（翻訳）」法学研究八二巻四号（二〇〇九）一〇三頁以下にある。

（注3） 関連法規（児童・青少年の性保護に関する法律）の改正に伴う条文の変更に止まる。